



2019年2月25日 第139号  
**北九州労健連ニュース**

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シェルム天神 1F

北九州労働者の健康問題連絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

## 「いの健」20周年 記念シンポジウム 参加報告

働くもののいのちと健康を守る全国センターが2月2日、東京都内で結成20周年を記念するシンポジウムを開きました。各地より約100名が参加し、「2020年代を迎える働くもののいのちと健康をめぐる情勢と課題について考える」のテーマのもと、活発な議論が交わされました。

福地保馬理事長の開会あいさつの後、3人のパネリストが報告しました。

全労連の布施恵輔国際局長は、ILO（国際労働機関）におけるいのちと健康を守る到達と課題について報告。ILOの基礎知識を紹介する中で、ILOが他の国際機関とは異なり、政・労・使の三者構成であり、その合意の下で条約を制定している点を強調しました。歴史上も、ILO条約は労働運動が到達した内容を書き込ませており、だから私たちが参加する権利と必要性がある。

「いの健」で法制定を求める取り組みなどは、政労使が合意して作っていくILOの運動に合致すると述べました。

脇田滋・龍谷大学名誉教授は、韓国でのいのちと健康を守る取り組みについて報告。1980年代後半の民主化闘争を経る中で、「労働安全保健団体」が登場し、労働組合との連携が進む中で、被災者の救済と労働環境改善の運動が発展した

経緯を紹介。また、「危険の外注化」と呼ばれる下請け労働者の被災が問題になる中で昨年（2018年）末、産業安全衛生法の全部改正が議会で可決。法の保護対象の拡大や元請け企業・事業主の処罰水準強化などが盛り込まれたとも述べました。

田村昭彦・いの健全国センター理事長代行は、20年目を迎える「いの健」の目標と課題について報告。経済が進展しているにもかかわらず、貧困と格差が拡大する情勢の下で、「全ての働く人びとに健康権の実現」を全国センターの基本的目標に掲げると述べました。具体的な取組として、政策作りの活性化、いの健「感情労働と健康センター（仮称）」の設立、「人づくり」の本格化、全都道府県への地方センターの確立などをすすめることとした。



その後の質疑応答も活発に出され、予定の終了時間があっという間にやってきました。

このシンポを通じて感じたこととして数点。日本でもILO187号条約を批准しており、それにより政労使で労働安全衛生施策が進んでいると考えるならば、安倍政権が近年進める政労使合意を無視して進める「働き方改革」は、ILOとの関係でも重大な問題がある点。韓国において

は、独裁政権を乗り越えて労働運動や産業安全衛生運動が発展してきたが、日本においても労働者への抑圧や合理化に運動の抵抗が伴った歴史はあり、互いに学ぶ点が多いことを確認できた点。「いの健」運動の新たな展開で、「全ての人の健康権の実現」を図るならば、既存の労働組合の運動は大きな変容を迫られると感じた点。シンポの報告では、韓国の労働組合は、他の社会問題にも関心を持つ傾向にあり、運動の「タコソボ化」をしない特徴がある、との報告もありました。労働者のいのちと健康を守る運動を継続・発展させる上では、厳しい時代を迎えた日本の労働運動が忘れてしまっている役割をもっと取り戻さなければならない、と考えながら会場を後にしました。

【労健連代表幹事・健和会労働組合 安達靖史】



## 第13回「いの健」 地方センター 交流集会参加報告

いの健 20 周年記念企画に続いて、2019 年 2 月 3 日（日）全労連会館にて 13 回目となる地方センター交流集会が開催され、17 の地方センターから 24 名といの健役員を含め 32 名が参加しました。北九州労健連からは安達代表幹事（健和会労組）、九州セミナーから青木（九州社医研）が参加をしました。

本集会は、結成 20 周年をふまえ、早期に全都

道府県での地方センター確立と既存のセンターの運動と組織強化・拡大を目指すため、喫緊の課題である①後継者の育成 ②組織強化と財政問題 ③労災・職業病認定闘争の前進・発展 に焦点を絞って 3 本の指定報告を受け、討論を深める目的で開催されました。

①「後継者の育成」では、田村理事長代行が北九州労健連 ROUAN 塾（1～3 期、とりわけ 3 期の卒業生有志が中核を担った実行委員会による運営）の取り組みの紹介と九州セミナーへの若者の参加、第 29 回福岡現地実行委員会での教訓（大学生プロジェクトと現地事務局長も若手が担う）を紹介しました。いずれも役割を担うなかで自らが学ぶ機会を得、お互いに育ちあうことが出来た実践報告でした。

////////////////////////////////////

質問として出されたのは、会費収入の少ない労健連で ROUAN 塾運営の費用をどうしたのか？

→ 活動の中心を担っている代表幹事が数年で定年を迎える事態があり、後継者育成は緊急課題であったこと。又、財政基盤も結成以来見直しを行っていないため学習会を計画しても外部講師を招聘できないなど様々な問題を抱えていた。そこで、財政基盤の立て直しと後継者育成の課題を一緒に議論を行い、後継者育成を行うためにも財政基盤の立て直しが必要という結論を得て、各組織に会費の倍増を提案し組織内での議論を行ってもらい。全体として 1.5 倍の会費収入となったこと。ROUAN 塾は塾生の参加費 5,000 円とし、労健連から 10 万円を拠出し運営を行った。3 期では開講式と終盤以外は外部講師を呼ばず、塾生が講師となり運営をしたことで財政的には余剰金が出来、今後の活動にプールしていることなどを追加報告した。

また、大学が違う学生がどうして結集したのか？ → 現地実行委員会としての活動で、民医連奨学生として繋がっている医学生の他、副実行委員長を担っている大学の先生のゼミ学生

や卒業した大学の恩師のゼミ学生などに声をかけて頂くなどの取り組み成果として、様々な大学から専門分野も異なった学生が集まりプロジェクト活動がスタートしたことを報告した。

②「組織強化と財政問題」では、北海道センターから報告がありました。北海道センターは前身である北海道職対連の歴史を引き継ぎ2005年に「いの健北海道センター」に名称変更が行われました。専従配置体制が困難となり2009年北海道民医連が事務局長を出向派遣し、出向者の人件費も道民医連が負担しているとのことでした。会費収入は専従者の賃金により変化している。総収入は寄付金により変化。(400万~600万円)

専従1名とパート1名、ボランティア6名。  
 (毎月約16万円)、事務所は独立、家賃+水光熱費(毎月約8万円)、毎月ニュース発行(印刷製本+発送費で毎月約14,000円)  
 団体会員48団体(労組39団体、医療系団体



4、民主団体3、患者・障害者団体各1)  
 個人会員119名(被災者、弁護士、医師、学者・研究者・社労士・一般)

\*相談活動は新規に20-40件/年(労組、メール、電話、会員の紹介) 継続相談事案は約20件、半数は過労死事案、他はうつ病の労災とパワハラ

\*労働安全衛生活動。労安学校開催(毎年6月)

\*北海道セミナー開催

\*過労死防止センターに協力しシンポの準備

\*行政への要請活動

\*講演会開催、ブックレット発行など 多岐に渡る活動を行っていることが紹介されました。

③「労災・認定闘争に取り組む為に」というテーマでは、いの健石川センターから報告がされました。石川センターは1993年に結成されたセンターで専従は配置されておらず、事務局長は現在県労連が担っているとのことでした。財政規模は北九州労健連と同程度でした。加盟団体は民医連、県労連(13労組、うち直接加盟2)、県医労連(7団体、うち直接加盟3)

過去10年間、過労死や過労自死の労災申請・認定にセンターとして関わっていないということでした。相談体制を確立し情報を発信できるようにするためには専従者の配置は必要であり、そのためには財政を現在の3倍必要とのことでした。

////////////////////  
 全体のアンケート調査から、専従がいるのは16センター(北海道、岩手、宮城、埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・山口)。

財政(会費)100万円以上は上記専従者を配置している団体で12センター、4センターは出身団体が費用を負担しているのかボランティアなのか詳細は不明です。

会費も2万円/年からMax400万円までと様々でした。

////////////////////

これまでは、1泊2日で交流集会を行ってきましたが今回は一日だけ報告を含めて約5時間という短い時間だったので3つの重要な課題を深めるには少し時間が足りなかったように感じ、消化不良気味で帰路に着きました。

【社医研 青木珠代】

# 唐津市・職員の端末18時で自動停止！

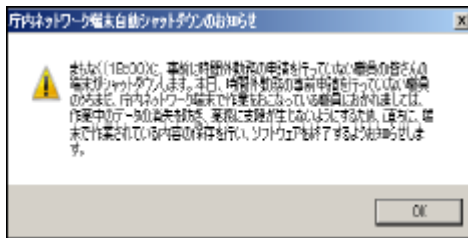
## 「持ち帰り残業」ゼロへ住友生命はデータを他機に移し替も不可

唐津市役所では、今年1月4日から午後6時以降の時間外勤務申請を行っていない職員の庁内ネットワーク端末を自動停止する取り組みをはじめました。

この取り組みは時間外勤務申請の手続きの適正化を図ることを目的として、庁内ネットワーク端末のうち当日の時間外勤務申請手続きを完了した職員が使用する端末以外の端末を、午後6時に自動停止するものです。

### ////// 残業の事前申請を徹底 ////

時間外勤務が必要な場合は所属長が時間外勤務命令の決済を午後4時30分までに完了させます。決裁された職員の端末は自動停止除外者リストに登録され、庶務事務システムにデータ抽出されて端末管理用データが整えられます。午後5時30分に予告メッセージを表示して、作業中のデータが消失しないよう保存を促します。午後6時00分になると時間外申請者以外が自動停止されます。



### ////// 所属長の業務把握が課題 ////

唐津市は「時間外勤務の削減」と「仕事の効率化・適正化」を図ることで「時間外手当支給総額の削減につなげたい」としています。

「仕事の効率化・適正化をした」としても業務が多様化し、職員数が足りない現状についてしっかり対策することも必要で、所属長が職員の働き方や仕事量を把握し、しっかりマネジメントできるかが問われています。

### ////// 寝屋川市や大津市でも ////

自治体では、2017年7月から大阪府寝屋川市が初めて自動停止を試行導入、PC画面

中央に「〇〇さん、あなたの本日の勤務予定時間は、9時00分～17時30分です。勤務予定時間を過ぎていますのですみやかに業務を終了し退出してください」と、警告メッセージが発せられます。システムのPC起動時間が勤怠管理に連動しており、客観的な労働時間の把握にもつながっています。

同様のシステムは滋賀県大津市でも、2018年9月から始めています。正規職員約2千人と臨時・嘱託職員千人が対象で、管理職は除外しています。

### ////// 休日のログインも出来ない ////

民間の住友生命保険東京本社は2017年4月から午後8時にパソコンを自動停止させます。データをUSBメモリーやメールで他のパソコンに移し替えることも不可で、自宅でのサービス残業もできません。業務システムへのログインは管理職が午前7時、一般社員は8時にならないとできません。さらに、一般社員は休日にログインできない設定です。

### ////// 「働く側」の意識も重要 ////

国が「過労死等防止対策推進法の施行」や「長時間労働が疑われる企業の監督指導と公表」など、労働時間法制の強化に取り組んでいるにもかかわらず、メンタル疾患による労働災害請求が急激に増加しており、長時間労働の是正に向けた一層の努力が求められています。また長時間労働是正に取り組んだ結果、サービス残業が増加するなど、就業ルールが徹底されないために発生する問題も起きています。「働く側」・労働者の意識として「サービス残業」は絶対にしない。させない。そして、労働組合の監視・調査が欠かせません。

【北九州市職労「いのちと健康センター132号」

より転載】